

TOPICS

公共施設を現在の姿のままで維持し続けることは、今後の市政運営にとって大きな財政的負担となり、真に必要な行政サービスにまで、影響を及ぼすことが想定されます。

公共施設の見直しをせずに、今までと同じサービスを提供し続けることは、問題を先送りにし、次代を担う子どもたちに多くの負担を押しつけることになるのではないのでしょうか。

公共施設にかかる経費を節減しつつ、いかにサービスを維持・向上させていくのか、市民の皆さんとともに考え、知恵を出し合いながら、公共施設の見直しに取り組んでいきたいと考えています。

公共施設の見直しに向けて

表2 同種・類似施設における使用料の状況

例えば、サークルの会合で、公共施設を借りたとします。その場合の使用料は、同じような部屋であっても、使用する施設によって、次のようになります。

施設名	部 屋	使用料／1時間
神照公民館	学 習 室	無料
長浜市勤労青少年ホーム	会 議 室	300円
きのもと交遊館	学 習 室	250円

施設によって、無料の場合もあれば有料の場合もあるため、使用料についても一定の見直しが必要です。

☎ 行政経営改革課 (☎65-6702)

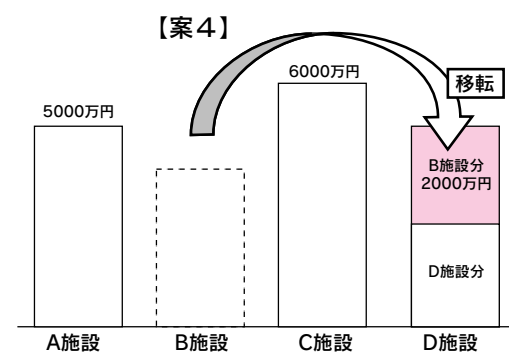
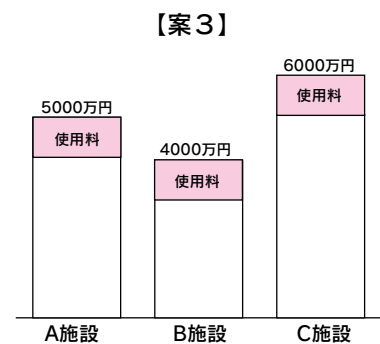
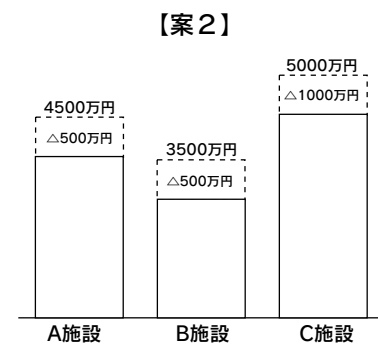
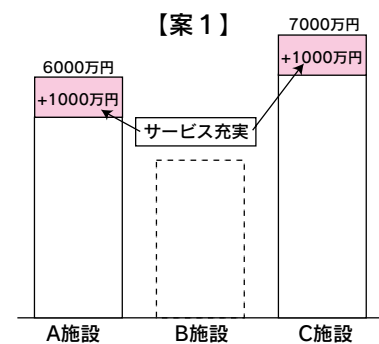
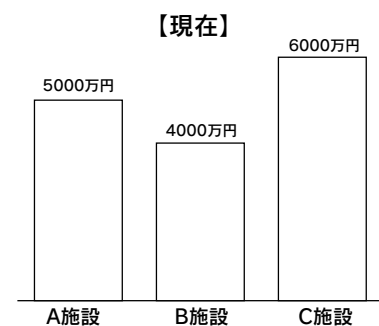


みんなで考えてみましょう

同じような機能を持った施設が3施設あるとします。それぞれにかかる経費は左図のとおりで、3施設の合計は1億5千万円となっています。

管理運営体制の見直しなどに努めましたが、税収や交付税の減少などにより、どうしても3施設で2千万円の経費節減を行わなければならなくなりました。

この場合、どのようにしていけばよいのでしょうか。例として、次の4つの案を考えてみました。



いずれも全体経費は1億3千万円ですが、

【案1】施設は1つ減りますが、その分の経費で、残る2施設のサービスの充実が図れます。

【案2】施設は3つとも残りますが、経費削減のために、閉館日や閉館時間の短縮などが必要となります。

【案3】使用料を見直し、収入増によりサービスを維持します。

【案4】施設は1つ減りますが、他の施設に移転することで、一定のサービスは残ります。

そのほか、民間や地元での施設管理、他の用途への変更などの方法も考えられます。どのような方法がよいか、皆さんも一度考えてみてください。

シリーズ

第4回

『子どもたちと 新しい長浜市の未来のために』

合併により、市は多くの公共施設を所有することとなりました。これらの公共施設を管理運営していくためには、多くの経費が必要で、その大部分を皆さんの税金で賄っています。

今回のテーマは、『公共施設の現状と見直し』です。皆さんも、公共施設のあり方について、一緒に考えてみてください。

公共施設の見直しの必要性

公共施設の見直しが求められている背景としては、主に4つの理由があります。

①施設の老朽化

公共施設の多くは、築20年以上を経過し、通常の管理運営の経費のほか、今後は、老朽化に伴う維持補修にも多くの経費が必要となります。

また、施設の改築などにも適切に対応していく必要があります。公共施設のあり方を見直すことが大きな課題となっています。

②施設機能の重複

合併の結果、長浜市全体として見た場合、機能が類似・重複した施設が多数存在することとなりました(表1)。

施設の立地状況や、市の人口規模、財政力などを踏まえ、一つの市としての程度の施設が必要なのか、同種・類似施設のあり方について、考えていく必要があります。

③利用者負担の不均衡

同じような目的で施設を使う場合でも、施設によって無料の場合と有料の場合があるなど、

施設使用料に違いが生じています(表2)。

また、施設の維持管理のためには相応の経費が必要ですが、その経費をすべて税金で賄うとすれば、施設を利用する人と利用しない人との間に不公平が生じることになります。

利用者にも経費の一部を応分に負担していただくために、施設使用料を見直していく必要があります。

④厳しい財政状況

広報ながはま9月1日号でお知らせしたとおり、国から市に入ってくる普通交付税は、平成27年度以降は段階的に縮小され、平成32年度以降は、現在に比べて約54億円(平成22年度ベース)の減額となる見込みです。

このため、あらゆる分野において行財政改革が求められており、公共施設についても、何らかの対応をしていくことが必要です。



表1 公の施設(※1)の状況(平成22年1月1日現在)

区 分	施設数(※2)			主な施設
	旧長浜市	旧6町	合計	
保育園・学校関連施設	39	36	75	小学校(28)、中学校(13)、保育園(13)など
生涯学習関連施設	51	44	95	文化ホール(8)、図書館(6)、スポーツ施設(44)など
病院・社会福祉関連施設	15	20	35	福祉ステーション(10)、病院(2)など
公営住宅関連施設	11	26	37	市営住宅(28)、改良住宅(8)など
上下水道関連施設	26	64	90	農業集落排水処理施設(58)、簡易水道(25)など
都市公園・漁港等	37	12	49	都市公園(32)、漁港・舟だまり(17)
その他	33	36	69	駐車場・駐輪場(17)、宿泊施設(4)など
合計	212	238	450	

※1 住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設(庁舎等の市が事務事業を執行するための施設は該当しません。)

※2 条例等に規定されている公の施設の数(二以上の区分に該当する施設は、一の区分にまとめています。)